

## 第一節 織田政権の登場

### 第一項 織田信長の伊勢攻め

**織豊政権とその時代** 織田信長・豊臣秀吉が登場し、政治を行なった時期を織田・豊臣政権期・織豊期、もしくは織田・豊臣時代と称して、大きな時代の画期と考えられている。この時期は、今までの戦乱の世が収まって世の中が安定し、新たな政治が行なわれた。しかし、強力な厳しい支配によって民衆は抑圧され、戦国期のような下剋上などはみられなくなる。一方、強大な権力によってもたらされた経済力やヨーロッパ人の来航などもあり、豪華・壮大な新たな文化も形成された。

織田信長は、天文三年（一五三四）尾張国（愛知県）守護代の三家老の一人である織田信秀の次男として生まれ、信秀死後嫡男として尾張統一を進めた。永禄十年（一五六七）美濃国（岐阜県）を制圧し、翌十一年（一五六八）足利義昭を奉じて上洛して義昭を将軍に就任させ、室町幕府を再興した。元亀四年（天正元年 一五七三）義昭を追放し、天下統一を進めるが、その志半ばで、同十年（一五八二）の本能寺の変で没した。

豊臣秀吉は、尾張国の百姓の家に生まれ、信長に仕えてその家臣として成長していく。信長死後、織田家の旧勢力を抑えて勢力を拡大し、天正十三年（一五八五）に関白、翌十四年（一五八六）に太政大臣だいじょうに就任する。そして、こうした権威を背景に天下統一戦争を進め、天正十九年（一五九一）に全国統一を成し遂げた。その後朝鮮侵略戦争を進めるが、その途中で慶長三年（一五九八）に死去する。

こうした全国統一を行なう強力な権力が登場するなか、亀

山市域はどのように変化していったのであろうか。織豊権力と亀山市域の関わりを以下にみていく。

**織田信長の北伊勢侵攻** 永禄十年（一五六七）八月十五日、織田信長は斎藤龍興たつおきが籠こもる美濃国稲葉山（岐阜県岐阜市）を攻め落とした。龍興は美濃からから長島（桑名市長島町）に逃れ、信長は追撃するために長島を攻め、十八日には長島から火の手が上がったという（「信長記」・「紹巴富士見道記」）。ここから信長の伊勢攻めが始まった。二十二日には河曲郡かわわ（鈴鹿市周辺）でも煙が立ち上る。

十一月九日、織田信長に対して正親町天皇の綸旨りんじが出され、尾張・美濃平定を賀し、天皇家領の回復を願い、信長を「古今無双之名将」と讃たたえた（「立入宗継文書」）。同月十三日には天皇家領奄芸郡栗真莊（津市河芸・栗真）の年貢未進の解決を、長野氏の家臣斎藤三郎右衛門尉・河北内匠助たくみのすけに求めている（「晴右記」はれみぎ）。時期から考えると、現在の津市北部の地まで信長の攻撃が何らかの影響を与えたと考えられよう。

長島には本願寺の一族寺院願証寺が存在した（写真156）。信長の伊勢攻めに遭遇した連歌師の里村紹巴は、「一向念仏坊主」の城が攻められ「白日のごとく」炎上したと記している（「紹巴富士見道記」）。しかし、大坂の本願寺宗主願如けんによは十一月七日に信長に書状を遣わし、美濃・伊勢両国の平定を賀し信長の上洛の意向を歓迎している（「願如上人文案」）。紹巴のつかんだ情報が誤りだったのか、あるいは願証寺が本山から一定程度独立した存在であったことのあるかはわからないが、本願寺にとってこの段階では、信長との全面対決は想定外のことだった。

**織田信長の侵攻と亀山市域** このころ、現在の亀山市域がどのような状況だったのかを伝える同時代に記された史料は、今のところ発見されていない。そのため、江戸時代に編さんされた「北畠物語」や「勢州軍記」などの軍記物から考えるしかない（史

これら軍記物によると、永禄十一年（一五六八）二月信長は既に平定していた現在の桑名市や四日市市周辺の侍たちを引き連れ、さらに南へ兵を進めたらしい。この時、神戸城（鈴鹿市神戸）に籠もっていた神戸具盛は信長にすぐに帰順した。その際、養子として信長の子息信孝を受け入れている。信孝は信長の三男で、当時一一歳であった。そのため信孝の傅役として幸田彦右衛門や岡本良勝らが信長から付けられたという。岡本良勝は、後に亀山城主となる人物である。信孝は幼少であったが、背後に信長が存在しており、具盛や家臣たちは信孝に従わざるをえなかった。この時亀山市域の関氏・峯氏・鹿伏兔氏、鈴鹿の国府氏らも与力として信孝の与力となったらしい。

しかし、関信盛はすぐには信長に従うことはなかったようである。信長は関氏を攻撃することなく、安濃津（津市中心部）へ向かい、長野具藤を攻めた。この時、長野氏を支えていた分部氏や川北氏はすぐに裏切り、長野氏の名跡を絶やさず立てるならば、他の諸勢力も帰順するだろうと信長に進言した。信長はその進言を受け入れ、弟織田信包を長野藤定の娘を娶って長野氏の名跡と定めたところ、雲林院氏・草生氏・家所氏・細野氏・中尾氏・乙部氏など津周辺の勢力は信長に従ったという。なお、長野具藤は南伊勢の北畠氏のもとに逃れたとされる。こうした状況のなか、ようやく関氏は信長に従った。関氏も峯氏とともに神戸信孝の麾下に組み入れられたという。

これらの軍記物の記載は同時代の史料で確認できないが、前後の同時代史料と齟齬することがなく、おおむね事実に近いものと考えられる。また、関氏が信長に従わなかったのは、近江国（滋賀県）を統治する六角氏との関係が影響していると思われる。六角氏は天文年間（一五三二〜一五五五）ごろから、北伊勢に出兵を行ない、また北伊勢の有力者梅戸氏に養子を送り込むなど、鈴鹿峠を越えて北伊勢一帯に影響を与える存在とな

っていた。しかし、永禄十一年（一五六八）九月信長は近江国に侵攻して六角氏は追放された。関氏の信長への恭順は六角氏の追放と時期が前後しており、六角氏との関係が消滅したことをふまえての行動と考えられる。

**織田信長の南下と伊勢国の支配** 永禄十二年（一五六九）、再度信長は伊勢に出兵し、さらに南下して北畠氏と対する。阿射賀（松阪市）・大河内（同）など南伊勢の北畠氏の本拠地を攻撃し、北畠氏も制圧した。そして、息子の信雄を北畠氏に養子として入れる。

信雄は信長の次男で、生母が異なる三男信孝と同年生まれであった。幼年は茶筌と呼ばれており、北畠家養子となって元亀二年（一五七一）に北畠具教の娘と婚姻を結ぶ。翌三年（一五七二）元服して北畠具豊を名乗り、同年北畠家の家督継承をする。そして、翌四年（一五七三）北畠一族を肅清して旧北畠の勢力を完全に掌握した。

信孝も元亀元年（一五七〇）ごろから神戸具盛との関係が悪化する。信長は、信孝をおろそかにしているとして、翌二年（一五七一）正月近江国日野に年始に訪れた具盛を、突然幽閉して隠居させた。こうして神戸家も信孝が当主になり、今まで神戸家に仕えていた諸侍一二〇人も流浪したという（「北畠物語」「勢州軍記」他）。

このように、信長は戦国期伊勢国で勢力を伸ばしていた北畠・神戸・長野氏を配下に入れ、次男信雄・三男信孝・弟信包という一族を配して、伊勢国を織田政権下に収めた。しかし、各地に群拠する在地の領主などは、織田政権の配下となってもそのままその支配地に居住した。亀山市域の関氏・峯氏・鹿伏兎氏なども、織田政権の入部で滅亡することなく、そのまま存続したのであった。

## 第二項 織田政権と関盛信

**織田政権下の亀山の領主たち** 織田信長によって伊勢国は制圧され、亀山市域の関氏・峯氏・鹿伏<sup>かぶと</sup>氏<sup>ら</sup>も織田信孝に属することとなり、織田政権による統治が始まった。関氏らは基本的には従来どおり領主として存続しこの地域で勢力を維持していた。

織田家の配下となった関氏らは、織田政権との関係を密接に保たなければならなかった。たとえば、元龜三年（一五七二）と思われる正月二十八日付の関盛信への織田信長礼状（史890）にみえるように、年始の挨拶に関盛信が太刀や馬を贈答している。

さらに、在地の領主たちは、それぞれの地域で従来の權益を保つためには、織田政権への奉公を行なわなければならなかった。永禄十三年（元龜元年 一五七〇）正月二三日、織田信長は將軍足利義昭に五か条の条々を示して「天下の儀信長に任せ置かる」と実質的な天下統治を義昭に認めさせ（成簀<sup>せいすい</sup>堂文庫所蔵文書）、同時に諸大名に上洛要請を行なう。これは、当時進められていた御所の修理と室町幕府への慶賀が目的であったが、信長への帰順を示すものであった（播磨二〇一〇年）。二月に諸大名たちは上洛するが、この時北畠<sup>しほま</sup>具政<sup>とも</sup>とともに北伊勢の在地領主たちも参列している（「二条宴<sup>えんじよう</sup>乗記」）。おそらくこの中に関や峯などの亀山市域の者たちも同行したと思われる、織田政権からのこうした要請には絶えず応じなければならなかった。

**関盛信の謹慎** 関氏は織田政権に仕えていたが、太刀などを贈答した翌年の天正元年（一五七三）、織田政権と関氏の関係は大きく転換する。信長が伊勢を攻めた際、当主関盛信がなかなか帰順しなかったことや、神戸家に養子入りしていた信孝を軽んじる盛信の態度が問題とされ、それが信長の勘<sup>こうむ</sup>気を蒙り、



写真157 関盛信の花押 (瑞光寺所蔵)

も信長によって日野で突然隠居させられている。具盛は盛信の子勝蔵を養子にしようとしていたこともあり（「北畠物語」「勢州軍記」など）、旧来この地域で勢力をもっていた両家の結びつきを警戒したものかもしれない。

蒲生家は、もとは六角氏の麾下きかであったが、永禄十一年（一五六八）の信長による近江国侵攻時に信長方に従い、翌年（一五六九）の信長の伊勢大河内城攻めにも参加していた（「信長記」）。同じ六角氏の勢力下にあつたためか、また関盛信の妻が蒲生賢秀かたひでの姉妹であつたこともあり、関氏は蒲生家のもとに預けられたと考えられている（写真157）。

では、蒲生家のもとでの関氏の生活はいかなものだったのだろうか。「北畠物語」や「勢州軍記」などの軍記物には、関氏が蒲生家に預けられ家臣はすべて浪人になつたものの、葉若九郎左衛門などは日野へ供をして、自ら薪たきぎを拾い水を汲むなど忠臣ぶりを発揮したという逸話が載っている（史888～892）。葉若九郎左衛門については、滋賀県近江八幡市安土町にある慈恩寺の過去帳の天正六年の項に「正糺宗覚 三月八日 勢州関殿内羽若九郎右衛門」とその名があり、存在が確認される（史907）。葉若氏は関氏とともに近江に移り、その地で死去したのだろう。

しかし、関氏はひっそりと暮らしていたわけではない。近江に移つた翌年の天正二年（一五七四）八月、対越前一向一揆の戦場から敵前逃亡し近江国甲賀を目指していた樋口直房を捕らえたことにより、関盛信は信長から褒賞されている（史897）。

近江国日野（滋賀県蒲生郡日野町）の蒲生家に預けられることとなつたらしい（史891～895）。翌二年（一五七四）正月には関盛信と懇意であつた神戸家当主具盛

また、盛信の子四郎に対しても、羽柴秀吉が同様に賞している（史898）。以上の事柄から考えると、関氏は蒲生氏のもとで軟禁されていたというよりも、一定の家臣を引き連れ多少の軍事行動は行なえるような立場にあつたと考えられる。そうであるならば、元龜四年（一五七二）七月に奥盛興（鹿伏兎左京大夫）が関盛信のもとに仕官したという話や、後述の天正二年に関盛忠が蒲生氏とともに長島に出陣し戦死したという話（史903）も容易に理解できよう。

なお、関盛信は、天正十年（一五八二）四月に赦されて亀山城を与えられ、再び織田信孝付きになる。これは、こうした戦争での忠節が評価されるとともに、後述のように、同年予定されていた四国攻めの関連などからであろう。

**長島一向一揆と亀山の領主たち** 亀山の領主たちの織田政権への奉公は、具体的には軍役という織田政権の天下統一戦争への出兵が主となる。伊勢国の在地領主がどのように天下統一戦争に参加していたかは不明であるが、本格的な織田政権の戦争への参加の始まりは、元龜二年（天正二年）（一五七二）～一五七四）にわたる長島一向一揆攻めであろう。

信長はこのころ、浅井氏・朝倉氏・三好二人衆と戦っていた。元龜元年（一五七〇）朝倉義景を討つため近江国に出兵し大敗するが、朝倉・浅井連合軍を姉川（滋賀県長浜市）で破るなどその後盛り返す。ここに本願寺が参戦して浅井・朝倉・三好三人衆と連携し、対信長戦争が展開された。

本願寺宗主顕如は、諸国の浄土真宗の僧侶・門徒たちに対織田信長との戦争への参加を要請する檄文（自分の信義を述べて、衆人に告げる触れ）を発した。これに呼応して、本願寺の一族寺院で東海地域の浄土真宗の拠点であつた長島願証寺も本山と行動をともししたのであつた。願証寺を中心に一揆が形成され、同年一揆は信長の弟信興の守る尾張小木江城（愛知県愛西市）を攻め、信興を自害させた。これに対し信長は翌二年（一五七

一)に長島を攻撃し、さらに天正元年・同二年と三度にわたる長島攻めを敢行した。

天正元年(一五七三)に浅井・朝倉氏を滅ぼした信長は、翌二年長島に対して本格的な攻撃を行なう。九鬼水軍などを動員して伊勢湾を海上封鎖し、一揆の籠る長島城をはじめとする諸城を取り囲んだ。そして二ヶ月半の包囲の後、九月二十九日に降伏をして籠城を解除して出てきた一揆を一斉に攻撃し、凄惨な殺戮が繰り返された。いわゆる「根切」と称される徹底的な殺戮によって一揆は根絶した(播磨・二〇一〇年、氷上町所蔵文書・「信長記」他)。

長島一向一揆は僧侶・門徒を中心に、服部左京亮などの水軍を率いる尾張の在地領主や桑名周辺の在地領主などで構成されていた。長島一向一揆を、北伊勢全体を巻き込む惣国一揆と理解する見解もあるが、先に述べたように、北伊勢の在地領主たちはすでに織田政権の傘下となっており、一向一揆に与したの<sup>くみ</sup>は長島周辺の桑名郡の領主のみで、「十か所人数」や「北方一揆」というような当時北伊勢で有力な在地領主たちのほとんどは、一揆に参加していなかった。

それでは亀山市域の領主たちはどうしていたのであろうか。

「勢州軍記」や「勢州四家記」などの軍記物や「亀山録」などの後世の編さん物には、一向一揆との戦いで関四郎盛忠・峯八郎四郎・峯筑前守・鹿伏兎六郎四郎らが戦死したと記している(史900〜904)。彼らは信孝軍として参戦し、一揆方ではなく織

田方であった。他の同時代史料がないので信憑性の問題はあ

<sup>しんぴよう</sup>

るが、当時関や峯が信孝配下にあることから彼らの動員は当然であり、またこれ以降、関四郎の名もみられなくなっており、その後次男一政が盛信の跡を継いでいることから信頼してよいであろう(史931〜936)。なお、「寛政重修諸家譜」では、関四郎盛忠の戦死を七月七日としているが(史904)、前述のように関盛信・盛忠親子は天正二年八月に、樋口直房を捕らえて信



長・秀吉から褒賞されていることからすると（史897・898）、七月にはまだ盛忠は存命であり、その後すぐに長島に参陣して討ち死にしたと思われる。

「勢州軍記」・「勢陽雜記」・「亀山録」などには、峯氏は八郎四郎が戦死し、弟与八郎が幼少であつたため峯城に信孝家臣の岡本良勝が入部したとあるが、天正十年（一五八二）以前の良勝の動向は明確でないのでその実否はわからない。しかし、このように伊勢の領主が亡くなり後継者を十分に立てられなければ、織田政権が介入し領地は没収され他の者がその地域を支配するようになったと思われる。関盛信の謹慎なども含めて、亀山の領主たちも織田政権下ではたえず織田政権との関係をうまく保たなければならず、必ずしも安定した状況にはなかつた。

長島一向一揆撲滅後、北伊勢五郡（桑名郡・員弁郡・朝明郡・三重郡・鈴鹿郡の一部）は織田信長の重臣滝川一益かすますの支配下となり、一益は長島城に入城した（『四日市市史』第十六卷通史編中世）。そして、従来通り鈴鹿郡の現亀山市域に当たる部分かわわや河曲郡は神戸信孝が管轄したようである（「当代記」）。

**四国攻めへの動員** 天下統一を進める織田信長は、中国攻め、さらに甲州攻めを行なつて天正十年（一五八二）三月に武田勝頼を滅ぼす。そして五月に四国攻めを企て、四国攻めの総大将は三男神戸信孝が命じられる。

天正十年五月七日付の神戸信孝宛の織田信長朱印状（史913）

では、信長は讃岐国（香川県）を信孝に申し付けることを述べ、そこでは「国人等忠否を相糺し、立ち置くの輩あいただはこれを立ち置き、追却すべき族やからはこれを追却し、政道以下堅くこれを申し付くべし」と命じている。つまり、四国を信孝に与えるのに際し、在地領主である国人に信孝への忠節の実否を糺して任用するか追放するかを決めて、命令など申し付けるように述べている。このように、四国攻めに際して伊勢国の領主たちも織田政権への忠節が確かめられて動員された。

さらに、神戸慈円院正以の書状（史914）では、この四国攻めはかねがね信孝が希望していたもので、信孝は阿波の三好康長の養子になろうとするが、それはあくまでも表向きのこと、内実は四国を織田政権のもとに制圧しようとするものであったと述べている。まさに、伊勢国での旧勢力の北畠・神戸・長野氏らに対したやり方と同じであった。この書状では、信孝領の一五歳から六〇歳までの名主・百姓を動員して、また諸牢人（主家を失い封禄を失った武士）や、関盛信・一政親子、千草方・阿野・草沢・野呂、北方萩原殿・栗原殿・桑名伊東、三之尾方などの伊勢の領主たち、さらに伊賀衆・甲賀衆、そして紀伊国の雑賀衆らが四国攻めに参加するという。また、ここでは信孝は「一夜に大名に御成り候」と記され、信孝が中心とした初めての軍事行動であったと思われる。前述の長島一向一揆や他の戦闘などで、信孝に伊勢の領主たち動員されたであろうが、あくまでも信長の指示のもとであったが、この四国攻めは、信孝が伊勢国北・中部を統治する大名として、在地の領主たちや百姓などを動員して行う重要な出兵であったと考えられる。したがって、信孝の力量が試されるものであり、先の信長朱印状にあるように、それを支える伊勢国の領主たちの忠節の確認が必要であった。

関親子は「北畠物語」などの軍記物では、前月の四月に赦免（しゃめん）されており、これら史料の記載とも一致する。さらに「北畠物語」や「勢州軍記」などでは（史916・917）、「神戸・龜山・国府・鹿伏兎之勢」を一万五〇〇〇人をそろえて、五月上旬に神戸（鈴鹿市）を出発して十一日に摂津国住吉（大阪市）に到着したという。

こうして、伊勢国の領主たちは織田信孝軍として四国攻めに動員された。その意味では、信孝が伊勢国の領主や百姓らを率いて、自らの存在を誇示する重要な出兵となるはずであった。しかし、六月二日に本能寺の変が起こり信長は死去し、出兵は

取り止めになった。彼らは四国へ渡ることなく堺に滞在してその後の動静をみて過ごすこととなる。

### 第三項 織田政権下の亀山

**織田政権と伊勢国の検地** 織田政権期の亀山市域の在地の様相を示すものは、伊勢神宮関係史料以外にはほとんどない。したがって、具体的な当時の亀山の様子はわからない。織田政権という強力な権力によって伊勢国では厳しい民衆支配もなされたかもしれないが、具体的な民衆政策も不明である。豊臣秀吉が全国的に実施した太閤検地のように、年貢賦課のための各土地の面積・収穫高や耕作者の調査が行なわれた可能性もある。織田政権は近江国（滋賀県）や越前国（福井県）では、制圧後に検地を行なっているが、伊勢国ではどうであろうか。

現在のところ、伊勢国では織田政権による検地関係史料は伝存していない。しかし、後世の軍記物などには、検地の記載がみえる。たとえば、「北畠物語」では、滝川一益が長島かずますに入城して、「一益始メテ検地を入レ諸士ノ領分ヲ改ム、其後諸家は二習ヒ、諸方ニ検地ヲ沙汰ス」とあって、滝川が検地を行なって、これが他の伊勢の地域でも広がっていったと記している。また、神戸信孝も天正二年（一五七四）神戸家の当主に就任すると、「神戸分ニ検地ヲ入レ、神戸侍ノ領知ヲ減シテ尾張侍ニ玉フ。故ニ神戸ノ諸侍百廿人流浪ス」（「北畠物語」とみえ、検地をして旧神戸家家臣たちの所領を減らして信孝の家臣に与えたため、神戸家家臣一二〇人が流浪したという。北畠の養子となった信雄も永禄十二年（一五六九）に検地を行なったと、江戸時代前期の編さん物の「当代記」に記している。このように、後世の軍記物や編さん物には、検地の実

施を記すが詳細はわからない。「当代記」が記載する信雄の領地にしても、「十万石」という石高が示されていて、その後信雄が天正十年代に伊勢国で行なった検地が貫高記載であったことからこの記載の信憑性も疑わしい。ただ、これらの記載からみると、太閤検地のように、検地奉行が派遣されて一つひとつの土地を詳細に調査をしたものではなく、各領主の領地の詳細を差し出させたものと思われる。

後世の軍記物などでは、織田政権は旧来の領主の所領を減少をさせたり、没収させたりしたことを記すが、帰順した伊勢国の在地の領主たちに対しては、基本的に従来有している所領の權益をそのまま認める本領安堵ほんりょうあんどを行なっている。たとえば、天正元年（一五七三）十月二十三日、織田信長が北伊勢の朝明郡あさけの領主萱生弥三郎かように与えた朱印状（『思文閣古書資料目録』所載文書）では、「その方本知・買得、家来等先規のごとく当知行の旨に任せ相違有るべからざるものなり」と、萱生の本来の所領や買い取った領地や家来など、従来のように現在の支配どおり相違しないように命じている。したがって、彼らの直轄領や代官支配などでは、前時代の戦国時代と大きな変化はないと思われる。

このように織田政権が登場しても村々の様子は大きく変わるものではなかったと思われるが、前項の四国攻めでの名主・百姓の動員があるなど、人夫役などの徴発やまた織田政権の臨時課税などが行なわれ、百姓たちの負担も大きいものであったと思われる。必ずしも百姓たちも楽な生活ではなかったであろう。

**織田政権下の神宮領** それでは次に織田政権期の亀山市域の伊勢神宮領をみていきたい。

この時期の亀山市域の伊勢神宮領関連の史料としては、皇大神宮たいじんぐう（内宮ないくう）の領地を書き並べた「内宮神領本水帳」（史1020）と、豊受大神宮とようけだいじんぐう（外宮げくう）の領地を書き並べた「外宮神税帳」（史

909) がある。織田政権という新勢力の登場に応じて、神宮ではその領地を保全するように、領地の書き上げを作成していた。「内宮神領本水帳」の最後には、「銭米合六百八拾壹石七升五合六勺にて候」と内宮領からの合計額が記され、続けて「天正七年十一月五日滝川殿への時月日付」と記される。滝川一益は織田家の重臣で、天正四年（一五七六）ごろには長島城（桑名市長島町）に入城し、北伊勢五郡（桑名郡・員弁郡・朝明郡・三重郡・鈴鹿郡の一部）を支配下に入れていた。一益はこうした北伊勢支配の一環として、神宮領の書上げを受け取ったのだろう。そして、これらの神宮領関係の史料には亀山市域の地名が多く登場する。

「内宮神領本水帳」には「わた」（四日市市和無田町）や、「下大久ほ」（鈴鹿市下大久保町）、「をきす」（同小岐須町）、「ふかみそ」（同深溝町）、「ひろせ」（同広瀬町）、「とみた」（同中富田町・西富田町）、「せうの」（同庄野町）、「はちの」（同人野町）など亀山市近隣の旧鈴鹿郡域の地名はもちろん、「おおた」（太森町太田）、「みね」（川崎町）、「あかた」（川崎町）、「かめ山」、「ひるう」（三寺町・中庄町・下庄町）、「木下」（木下町）といった現亀山市内の地名が確認できる。

これらの地は、天正期以前から神宮領の存在が確認できるものが多い。深溝は文明年中に峯氏が支配地しており、神領を有する内宮との間で交渉がもたれていた（「氏経卿引付」）。同様の地は鈴鹿郡以外にもある。「内宮神領本水帳」に記載された、河曲郡かわわと三重郡にまたがる、「なかさは」（鈴鹿市長沢）は長野氏と峯氏の間で支配が幾度か交替した地である（「氏経卿引付」）。この地についても、文明年中に神宮領をめぐって峯氏や長野氏と内宮との間で交渉が行われた。この様に、約百年の時を経て同一の神領が史料に記載されており、神領がかなり残っていたことが理解できる。一方で、深溝や長沢と同様古い歴史

を持ちながら「内宮神領本水帳」などに記載されなかった神領

も多い。亀山市域では阿野田、野村、安楽、豊田である。そのため鈴鹿郡は滝川氏の管轄ではなく、神戸信孝の管轄であったと考えられている（『当代記』・『勢陽雜記』・『四日市市史第十六卷通史編中世』）。

他に、「みね領」といった記載が興味深い。「領」の記載は「外宮神税帳」の鈴鹿郡の部分にも見られ、「七拾四石二斗 嶺領、五貫九百文今者米成 同、貳拾貳石九斗 亀山領」と記載される。

**神宮領と関・峯両氏** 「外宮神税帳」が作成されて十二年後の天正十九年（一五九一）、年貢が入ってこなくなった神宮領を書き上げた文書が作成されるが、これらの文書から「嶺領」の内実をうかがえる。内宮と外宮を統括する地位にある祭主の領地を示した「祭主領不納地注文」（史<sup>110</sup>）には「北伊勢峯之内原之庄分」という表現や、「同所散在」といった表現がある。原は「峯之内」と認識される土地であり、「峯之内」には神領が「散在」していたのである。同じく天正十九年に作成された「内宮領不知行地注文」（史<sup>1109</sup>）をみると「原斗 八ヶ年 已来不納」と記されており、天正十一年（一五八三）以前、原に内宮領が存在したことが判明する。しかし、「内宮神領本水帳」に原の記載はない。これらを総合すると、原の神領は「内宮神領本水帳」では「嶺領」という記載で一括されていた可能性が考えられる。「嶺領」と「亀山領」とは、その名称からして峯城と亀山城という支配の拠点に付随する領地と考えられよう。関氏が「亀山殿」と呼ばれていたことから類推すると、もともと峯氏や関氏が管轄していた領域をこの様に呼称した可能性がある。天正五年（一五七七）蒲生氏のもとに身を寄せていた関氏と内宮との間で何らかの交渉が行われていたようであり（神宮文庫蔵「荒木田氏晴神主雜記」）、関氏がいなくなったこの時期であっても従来の枠組みが何らかの形で生きていたことがわかる。

## 織田政権と関所

織田政権期になると、鈴鹿の関に関する史料はほとんどみえなくなり、古代以来の鈴鹿の関がどのようなものかとは不明である。しかし、天正三年（一五七五）・翌四年、正親町天皇が近江国の山中氏俊に、鈴鹿路の警固を行なうことを命じている（史905・906）。山中氏は鎌倉時代以来伊勢神宮の奉幣使の上下向・斎宮<sup>さいきゆう</sup>への行列など、朝廷の通行に関して警固役を担っており、天正年間になってもその関係は存続していたと思われる。その意味では鈴鹿関も維持されていたのかもしれない。

一方、永禄一二年（一五六九）八月、伊勢国に出陣した織田信長は、諸関での関銭徴収を禁止している（史886）。信長は永禄十一年（一五六八）に上洛後に、自らの領国での諸関の関銭徴収を禁止しており、さらに、天正三年には越前国（福井県）で諸関を撤廃し、同十年の甲州攻め後の甲斐（山梨県）・信濃（長野県）両国での関銭徴収を禁止している。このように、織田政権の統治する地域では、関銭の徴収の禁止や諸関の撤廃が行なわれており、おそらく鈴鹿関もその影響を受け、ほとんど機能しなくなったと思われる。

信長が関所の撤廃や関銭徴収を禁止したのは、「御憐愍<sup>ごれんびん</sup>（あわれむこと）の儀」（『信長記』）で「往還旅人のため」（史886）を思っで行なったものという。たとえば、桑名と日永（四日市）の間には、六〇か所の関が設けていたとされ（某書状断簡『輯古帖』所収文書）、旅人は関ごとに関銭を支払わなければならず、「往還の煩<sup>わづら</sup>い」となっていた。さらに、関所での諸課税や関所を撤廃することは、流通を促進させる政策でもあった。当時、特権的な商業組織である座は、物品の流通路支配も掌握し、座に属さない新儀商人たちの荷物を流通路や関などで差し押さえたりした。関はこうした座との関連で流通を制限させる存在でもあった。

天正九年（一五八一）安芸国<sup>あき</sup>（広島県）の戦国大名毛利輝元

の家臣玉木吉保<sup>よしやす</sup>は、伊勢参宮を行なうため、京都から近江安土城を見物し、鈴鹿路を経て伊勢に到着した(史912)。この時「上方は関も無く何の障り<sup>さわ</sup>も無し」と記しており、通行の障害もなく、関自体も減少していたようである。

このように、織田信長の政策により関所はみえなくなり、鈴鹿の関もその存在は薄れていってしまった。旅人たちの往還は自由となり、伊勢参宮も盛んになり、鈴鹿路も往き来る人たちで賑わったことであろう。